

青森県看護協会長表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県看護協会（以下「県協会」という。）定款第3条の県協会目的達成に著しい功績があった者の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰時期)

第2条 表彰は、毎年開催される県協会通常総会において定期的に行う。

(被表彰者)

第3条 表彰は、表彰の時点において県協会会員で、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 通算20年以上会員で、県協会の役員、委員等として県協会活動に貢献した者
- (2) 通算20年以上会員で、所属職員に対し県協会への会員加入促進に努め、又は県協会に対し役員、委員として所属職員を多数派遣するなど、県協会活動に貢献した施設等の看護管理者の職にある者
- (3) 県協会業務に特に顕著な功績があったと認められる者

(推薦)

第4条 前条各号の一に該当する者があるときは、被推薦者の所属する看護部門の長若しくは看護部門の長に次ぐ者、県協会職能委員長又は支部長が、県協会会長に推薦する。

2 推薦は、様式1「青森県看護協会長表彰候補者調書」によるものとする。

(決定)

第5条 被表彰者は、理事会の議決を経て決定する。

(表彰決定基準)

第6条 決定にあたっての優先順位は、次の各号の順序によるものとする。

- (1) 県協会の役員・委員等就任歴
- (2) 県協会活動への貢献度
- (3) 県協会業務に特に顕著な功績

(規程の改正)

第7条 この規程は、理事会の承認により改正することができる。

附 則

この規程は、理事会の議決の日（平成16年1月24日）から施行する。

附 則

この改正規程は、理事会の議決の日（平成16年3月13日）から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成27年10月3日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成29年4月22日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(様式1)

青森県看護協会長表彰候補者調書

青森県看護協会長 様

施設名・職能委員・支部の名称

職氏名

印

下記の者を青森県看護協会長表彰規程第3条に該当するものと認め推薦いたします。

| | | | |
|--|--------------------------------------|------------------------------|-------------|
| ふりがな 1. 被表彰者氏名 | | 明 大 昭 | 年 月 日生 (歳) |
| 2. 会員通算期間 | 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 | 年 月. 年 月 年 月. 年 月 | 計 年 月 |
| 3. 青森県看護協会役員・委員等及び看護管理者の就任歴 | | | |
| 年月～ 年月 | 年カ月 | 役員・委員名並びに 施設等の名称及び看護管理者職名 | |
| 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 | 年 カ月 年 カ月 年 カ月 年 カ月 年 カ月 | | |
| 4. 推薦理由 | | | |

注1 青森県看護協会の役員・委員等歴には定款変更以前の日本看護協会青森県支部を含む。

2 役員・委員等とは、本部役員、職能・常任・特別委員会委員、代議員、予備代議員、支部役員をいう。

3 推薦理由には、県協会活動に貢献した内容又は特に顕著な功績した内容等を具体的に記入してください。